

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 5 年 12 月 1 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査の対象 | 柿崎区産業グループ及び建設グループ、道路課
板倉区産業グループ及び建設グループ |
| 3 監査の着眼点 | 委託料や工事請負費等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監査の日程 | 令和 5 年 9 月 1 日～11 月 27 日
柿崎区産業グループ及び建設グループ、道路課
令和 5 年 10 月 2 日～11 月 27 日
板倉区産業グループ及び建設グループ |
| 7 監査の結果 | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
(1) 指摘事項 なし
(2) 注意事項 35 件 <ul style="list-style-type: none">① 契約事務に関すること 22 件② 契約事務及び文書管理に関するこ 1 件③ 檢収事務に関するこ 6 件④ 支出事務に関するこ 3 件⑤ 契約・検収事務に関するこ 1 件⑥ 施設管理に関するこ 2 件 |